

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に 関する条例の概要

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

スクラップヤードの現状と課題

本県の状況(令和5年2月時点)

保管物	ヤード数
雑品※1	116
金属のみ	66
プラスチックのみ	22
その他※2	25
総数	229

※1 金属、プラスチック等を素材とする機器類等が雑多なものと混ぜられたものを保管

※2 木材、再生砕石、紙、ビン等を単品で保管

地域住民からの苦情と不安

周辺影響あり 115か所

騒音
振動
63件

飛散
流出
31件

悪臭
17件

油汚染
7件

水質
汚濁
4件

崩落
倒壊
11件

火災
25件

有価物であることから廃棄物処理法の規制対象外 → 条例で規制

再生資源物を屋外で保管する場合には、崩落、火災等の事故や騒音、振動、悪臭等の発生を防止するため、業を許可制とし、保管等の方法について規制

スクラップヤード条例の概要

(経緯)

○令和6年7月9日

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

⇒総則、申請・規制の概要、罰則

○令和6年10月18日

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則

⇒申請・規制の詳細

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例

⇒手数料の納付金額（※届出申請は手数料は不要）

○令和7年1月1日 **条例施行**

施行の際に、現に屋外保管業を行っている事業者は、届出を令和7年6月30日までに行ってください。

（届出した業者⇒令和7年1月1日付けの許可となります）

条例の対象となる物・事業者

- 特定再生資源（再資源化のために有価で取引されるもの）
埼玉県は、金属とプラスチックが使用されているもので
収集された製品や端材等の副次的に得られたものが対象



収集された製品（プラスチック）



製品及び副次的に得られたもの（金属・プラ）

- 特定再生資源屋外保管業の許可

- ・特定再生資源を屋外※に保管する場合（屋内は対象外）

※屋外：屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外

- ・特定再生資源野外保管事業場の敷地面積が100㎡を超える場合

スクラップヤード条例の概要

○特定再生資源屋外保管業者の責務

- ・ 事業場からの保管物の崩落、火災の発生等を未然に防止するとともに、**県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障が生じないように努めなければならない。**
- ・ 苦情又は紛争が生じたときは、**誠意をもって、その解決に当たらなければならない。**

○土地所有者等の責務

- ・ 県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障を生じないものであることを確認しなければならない。
- ・ 苦情又は紛争が生じたときは、**特定再生資源屋外保管業者と協力し、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。**

許可事業者でなくとも遵守する責務になります。

地域住民の理解のもと事業を実施しなければなりません。

特定再生資源について

保管場所に保管する特定再生資源（製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチック）の性状により、

①金属スクラップ、②プラスチック類、③雑品スクラップ

の3つの区分を規定、区分に合わせて**保管の高さ**や**火災の発生等に対する措置**を講ずることを規定している。

①金属スクラップ



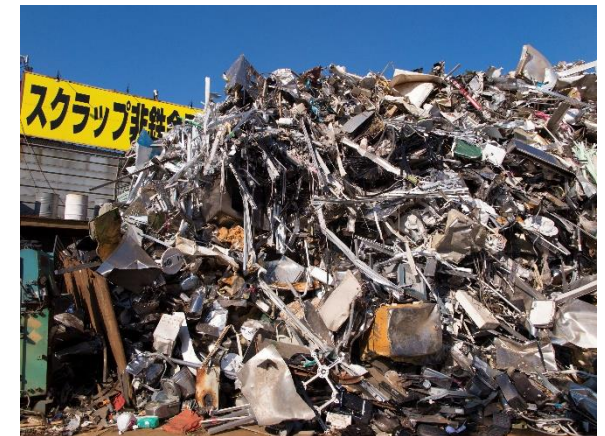
例：鉄骨、H鋼、銅、アルミ

②プラスチック類



例：ペットボトル、アクリル板

③雑品スクラップ



例：業務用室外機、ケーブル、未選別のスクラップ

特定再生資源について

条例対象外のもの	関連する法律等
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
リユース品	古物営業法
有害使用済機器	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
使用済自動車	使用済自動車の再資源化等に関する法律
放射性物質及びこれによって汚染された物	放射性物質汚染対処特措法等
原材料として使用するために保管されているもの	例：精錬するための銅、ペレット（製品の材料とするもの）、インゴット

事業場の規制概要

①標識の掲示

- ・見やすい場所に、氏名又は名称等を記載した標識を掲げること（たて60cm×横60cm以上）
- ・インターネットで閲覧できる状態にすること（従業員が5人以下の場合又はウェブサイト有してない場合は不要）

③囲いの設置

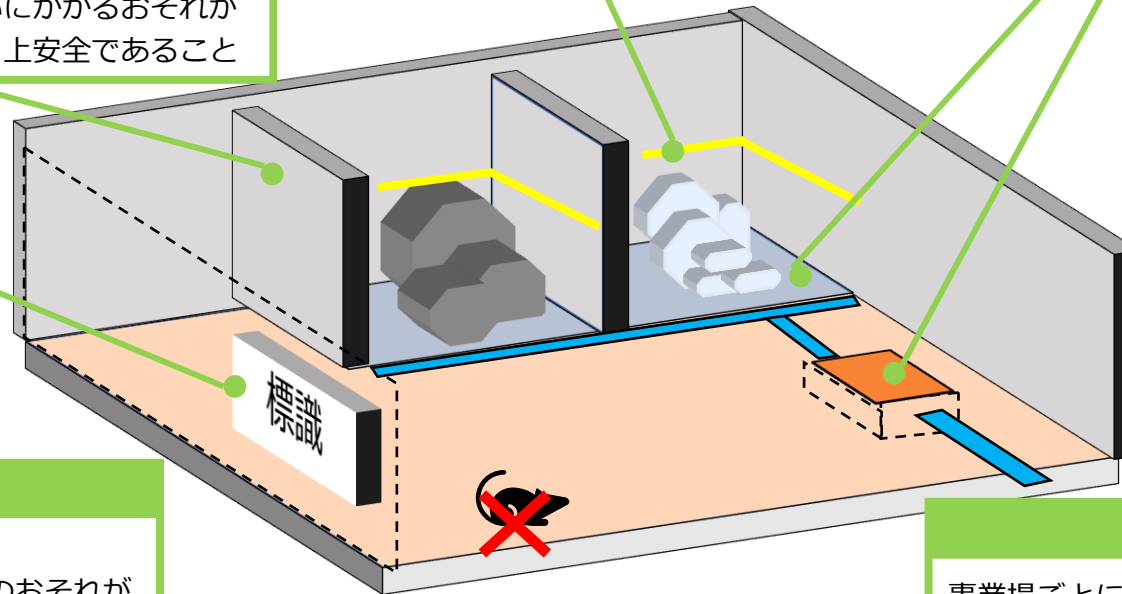
- ・保管の場所の周囲に囲いを設置
- ・保管物の荷重が直接囲いにかかるおそれがある場合には、構造耐力上安全であること

②保管の高さ

規則で定める高さを超えないこと
（詳細は次ページに記載）

④汚水の対策

- 汚水又は油が流出し、地下に浸透するおそれがある場合には、次の措置
1. 底面が不浸透性の材料で覆う
 2. 油水分離装置等の設置



⑤火災防止措置

- ・特定再生資源以外の物と混合しない
- ・電池、潤滑油等火災の発生又は延焼のおそれがある場合は、可能な範囲で適正に回収し、処理
- ・保管の単位の面積を200m²以内
- ・隣接する保管物の保管の単位の間隔は2m以上（仕切りが設けられている場合を除く）

⑦飛散流出対策

汚水又は油が飛散・流出・地下浸透することや、悪臭の発散を防止する措置

⑨現場責任者の設置

事業場ごとに事業を管理、監督できる者を選任

⑥ねずみ、害虫対策

ねずみの生息や蚊・はえその他の害虫の発生を防止する措置

⑧騒音・振動対策

生活環境の保全上の支障を防止する措置

⑩台帳の作成及び保存

特定再生資源の取引の年月日、種類等を記載した台帳を作成し5年間保存

⑪名義貸しの禁止

自分の名義で他人に特定再生資源屋外保管業を行わせてはならない

① 標識について

○ 標識の掲示（条例第16条、規則第16条）

公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

標識の例

(記載事項)

- ① 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- ② 特定再生資源屋外保管許可業者の氏名又は名称及び連絡先の電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- ④ 特定再生資源屋外保管事業場の平面図
- ⑤ 第六条第三項で定める区分
- ⑥ 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの
- ⑦ 破砕等をする場合にあっては、当該破砕等の種類
- ⑧ 条例第十八条の現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

60 cm
以上

特定再生資源屋外保管事業場に係る標識	
許可の年月日及び許可番号	
事業者	氏名又は名称
	住所及び電話番号
	法人にあっては代表者氏名
事業場の所在地及び敷地面積 m²	
事業場の平面図	下記のとおり
金属スクラップ、プラスチック類、雑品スクラップの区分	
保管高さ	m
破砕等の種類（破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理）（該当する場合）	
現場責任者の氏名及び電話番号	

60 cm以上

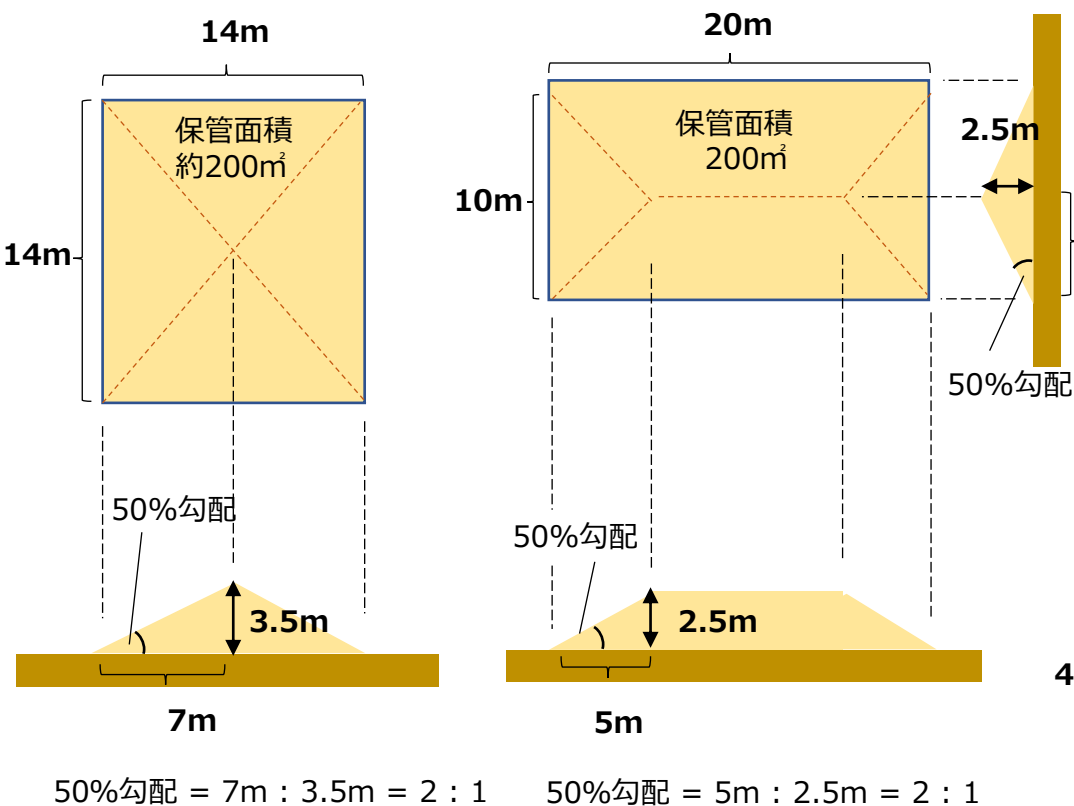
○ 上記の内容を、インターネットで閲覧できる状態にすること
（従業員が5人以下の場合又はウェブサイトを持っていない場合は不要）

②保管の高さ

②保管の高さ（条例第11条第2号） ※雑品スクラップは5m以上の勾配を取れる場合も最大高さは5mまで

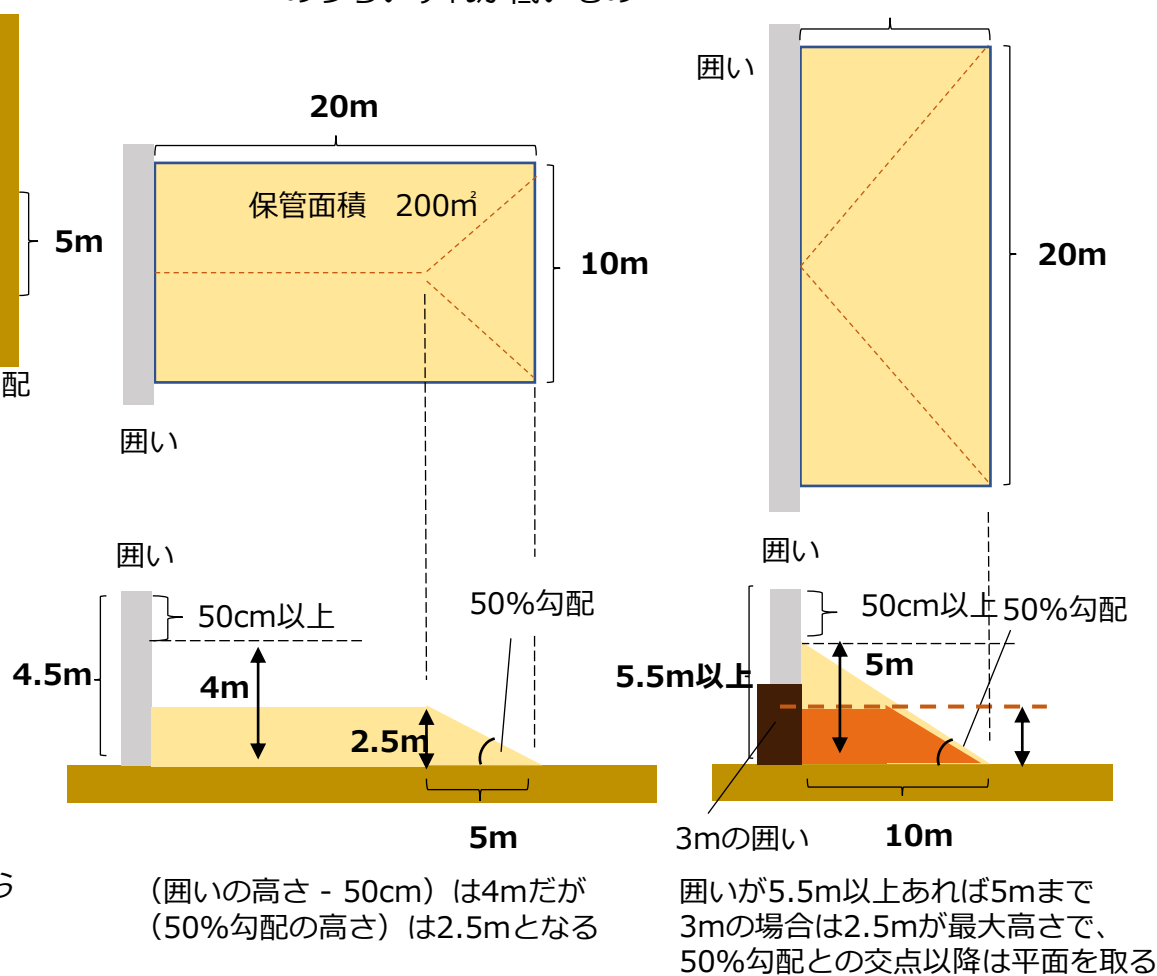
①保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合

各辺に対する50%勾配の高さで一番低いもの



②保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合

(囲いの高さ - 50cm) 又は (50%勾配 (①の高さ))
のうちいずれか低いもの



※50%勾配: 飛散・流出や崩落等のおそれが生じないように、廃棄物処理法で定められている勾配

③ 囲いの設置 ・ ④ 汚水の対策

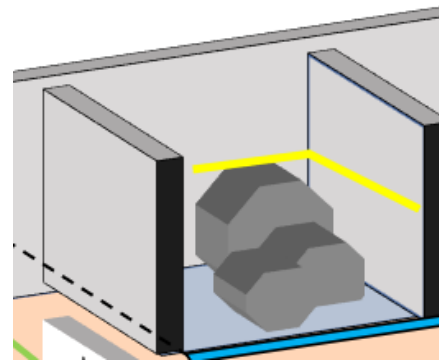
③ 囲いの設置（条例第9条第2号イ、ロ）

- ・ 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
- ・ 保管物の荷重が直接囲いにかかる又はかかるおそれがある場合、囲いが**構造耐力上安全**であること。

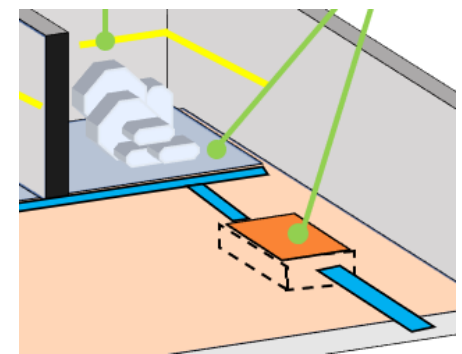
④ 汚水の対策（条例第9条第2号ハ）

汚水又は油が流出し、地下に浸透するおそれがある場合には、次の措置すること。

- ・ 底面を**不浸透性の材料**で覆う
- ・ 油水分離装置、排水溝等を設置する



③ 囲いの設置



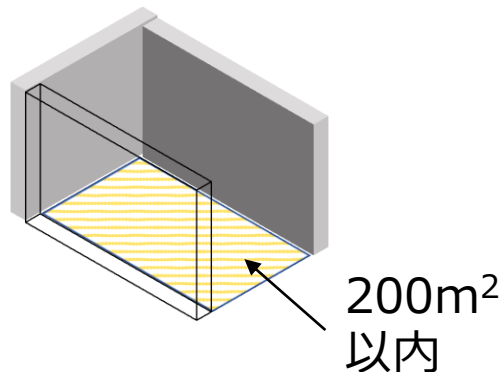
④ 汚水の対策

⑤火災の発生又は延焼防止のための措置

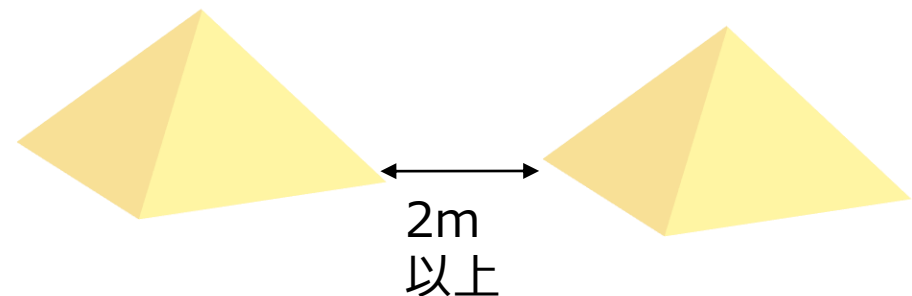
⑤火災防止措置（条例第11条第3号）

- ・ 特定再生資源以外の物と**混合しない**
- ・ **電池、潤滑油**等火災の発生又は延焼のおそれがある場合は、可能な範囲で適正に回収し、処理
- ・ 保管の単位の面積を**200m²以内**
- ・ 隣接する保管物の保管の単位の間隔は**2m以上**
(**火災による延焼を防ぐに足りる仕切り**が設けられている場合を除く)

- ・ 保管場所の単位面積は200m²以内



- ・ 隣接する保管場所の距離は2m以上
(仕切りが設けられている場合を除く)



⑥ねずみ、害虫対策・⑦飛散流出対策・⑧騒音・振動対策

⑥ねずみ、害虫対策（条例第11条第6号）

ねずみの生息や蚊・はえその他の害虫の発生を防止する措置



⑦飛散流出対策（条例第11条第4号）

汚水又は油が飛散・流出・地下浸透することや、悪臭の発散を防止する措置



⑧騒音・振動対策（条例第11条第5号）

生活環境の保全上の支障を防止する措置



⑨現場責任者の設置

⑨現場責任者の選任（条例第18条）

事業場ごとに事業を管理、監督できる者を選任

- 事業内容及び事業場の構造、設備等に精通している者であって、適正な事業が行われるよう業務を管理し、及び監督することができる者を選任する必要があります。
- 特定再生資源屋外保管事業場ごとに現場責任者を置く必要があります。

⑩台帳の作成及び保存・⑪名義貸しの禁止

⑩台帳の作成及び保存（条例第17条）

次の内容を記載した台帳（電子も可）を事業場に5年間保管

- 一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- 二 特定再生資源屋外保管許可業者の氏名又は名称
- 三 特定再生資源の取引の年月日
- 四 特定再生資源の取引の相手方の氏名又は名称
- 五 取引した特定再生資源の種類
- 六 取引した特定再生資源（当該特定再生資源と一体的に取引した物品を含む。）の数量
- 七 その他知事が定める事項

⑪名義貸しの禁止（条例第13条）

自分の名義で他人に特定再生資源屋外保管業を行わせてはならない

経過措置

令和7年1月1日にすでに事業を行っている事業場は、条例で定めた時期までに、対応することがあります。

(1) 令和7年6月30日まで

- ①保管の高さ・・・規則で定める高さを超えないこと
 - ②火災防止措置・・・保管の単位の面積を200m²以内等
 - ③ねずみ、害虫対策・・・蚊・はえ等の発生を防止する措置
 - ④飛散流出対策・・・悪臭の発散を防止する措置等
 - ⑤騒音・振動対策・・・生活環境の保全上の支障を防止する措置
- ※苦情の元となるので、できるだけ速やかに対策をお願いします。



経過措置

(2) 令和12年1月1日（5年間）まで

① 保管の場所の周囲に囲いを設置・・保管物の崩落・飛散を防止

② 汚水の対策

地下に浸透するおそれがある場合には、次の措置

1. 底面が不浸透性の材料で覆う
2. 油水分離装置等の設置

(3) 期間なし

保管物の荷重が直接囲いにかかるおそれがある場合には、構造耐力上安全であること

※変更許可の場合は、この規制が適用される。

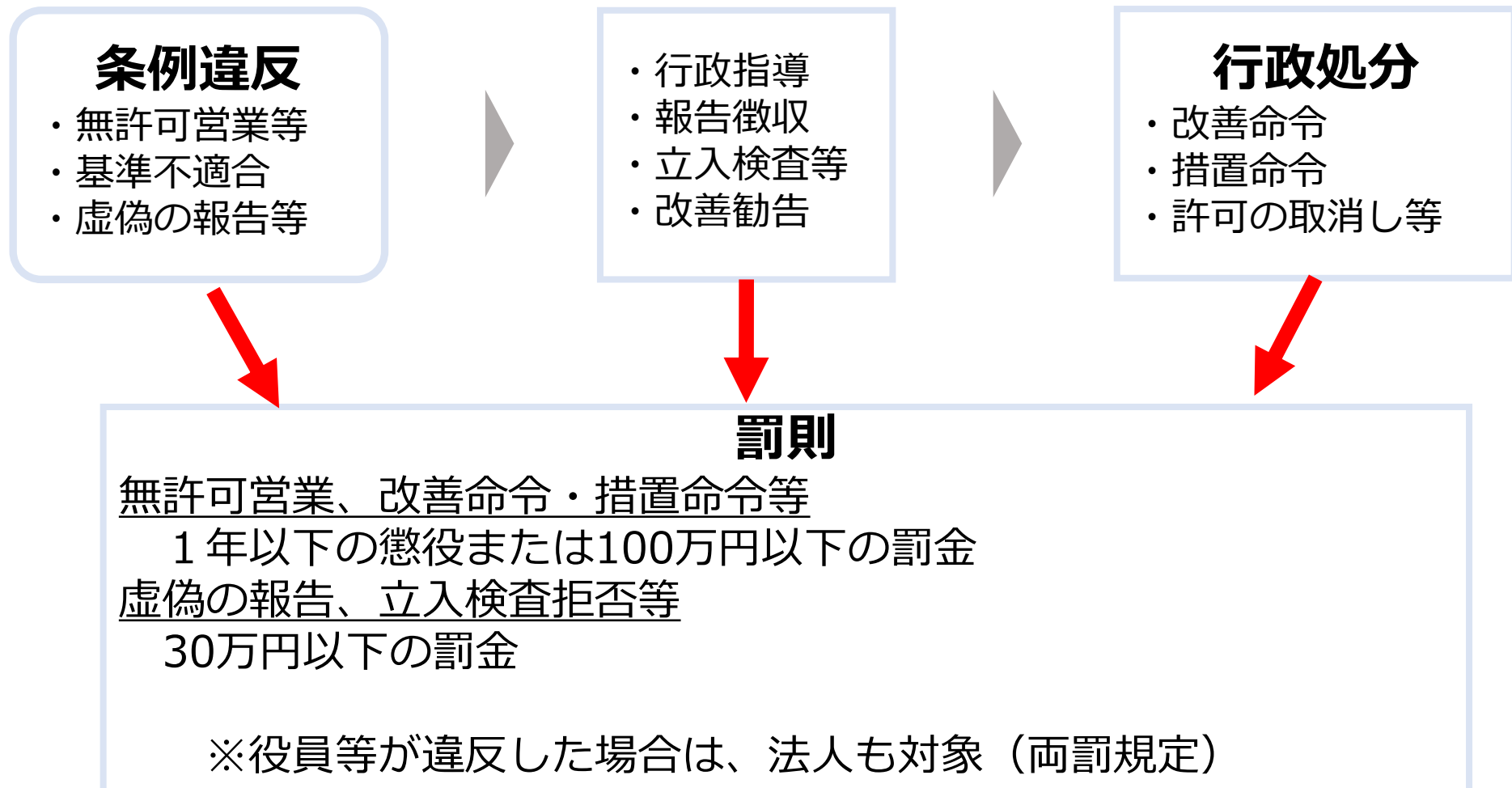
(4) 求めがあった場合

周辺地域の住民への事業内容の説明

※変更許可の場合は、申請手続きの一環として必要

違反・罰則について

条例に違反した場合・・・



問合せ先について

名称	所在地・電話番号	管轄地域
中央環境 管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎3階 ☎048-822-5199 📠048-822-5139	川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、 桶川市、北本市、伊奈町
西部環境 管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階 ☎049-244-1250 📠049-246-7885	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境 管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 東松山地方庁舎2階 ☎0493-23-4050 📠0493-23-4114	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、 越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境 管理事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20 秩父地方庁舎2階 ☎0494-23-1511 📠0494-23-6679	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
北部環境 管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 熊谷地方庁舎3階 ☎048-523-2800 📠048-526-3949	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、 寄居町
越谷環境 管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 越谷合同庁舎3階 ☎048-966-2311 📠048-966-5600	草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境 管理事務所	〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10 ☎0480-34-4011 📠0480-34-4785	行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田 市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
埼玉県 産業廃棄物指導課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 第三庁舎2階 ・新規許可に関すること ☎048-830-3121 📠048-830-4774	—